

臨時報告第10号様式

秋刑発第488号
令和3年7月1日

矯正局長
殿
仙台矯正管区長

秋田刑務所長

被収容者自殺事故報告

事 故 の 概 况	令和3年5月26日（水）午後1時30分頃、法務事務官主任看守 [REDACTED]（以下「[REDACTED]主任看守」という。）が、[REDACTED]階段において、[REDACTED]（以下「事故者」という。）	
	[REDACTED]踊り場で [REDACTED]事故者が、[REDACTED]同階段下床に頭から飛び込むような態様で飛び降り、頭部を同階段下床に打ち付けたことから、直ちに119番通報の上、同時48分、事故者を[REDACTED]に救急搬送したが、午後2時11分頃、[REDACTED]により事故者の死亡が確認された。	
事 故 の 状 況	1 発 生 年 月 日	1 令和3年5月26日（水）
	2 発 見 時 刻	2 午後1時30分頃
	3 場 所	3 [REDACTED] 階段
	4 方 法	4 [REDACTED]
	5 経 緯	5 経緯 (1) 同日午後1時30分頃の事故発生直後、非常通報により駆け付けた首席矯正処遇官（処遇担当）[REDACTED]（以下「処遇首席」という。）及び統括矯正処遇官（第一担当）[REDACTED]（以下「第一統括」という。）が、事故者の状態を確認するため、 [REDACTED]仰向 けにし、同時31分、処遇首席が、事故者に呼び掛け意識を確認したが、事故者からの返答はなく、意識消失状態にあったことから、現場に臨場した応援職員に対し、救急車の要請を指示した。 (2) 同時33分、事故者を救助担架に乗せる準備のため、処遇首席が事故者の右腕を、主任看守[REDACTED]（以下「[REDACTED]主任看守」という。）が事故者の左

	<p>腕を、看守 [REDACTED] (以下「[REDACTED]看守」という。) が事故者の腰部をそれぞれ両手で把持し、事故者の身体を南側に約1メートル移動させた。</p> <p>(3) 同時刻、救助担架が到着したことから、処遇首席が事故者の頭部を、[REDACTED]主任看守が頭部と左腕を、第一統括が腰部を、副看守長 [REDACTED] (以下「[REDACTED]副看守長」という。) が左腕を、副看守長 [REDACTED] (以下「[REDACTED]副看守長」という。) が両足を、副看守長 [REDACTED] (以下「[REDACTED]副看守長」という。) が右肩付近を、それぞれ両手で把持して、同階段から同階段北側通路に移動させ、同時34分、事故者を救助担架に乗せた。</p> <p>(4) 同時34分、事故者を乗せた救助担架の頭部付近の持ち手を [REDACTED] 副看守長及び [REDACTED] 看守が、腰部付近の持ち手を第一統括及び [REDACTED] 主任看守が、足部の持ち手を [REDACTED] 副看守長、処遇首席及び副看守長 [REDACTED] が、それぞれ両手で把持して事故者の頭部を前方に位置した状態で処遇管理棟西側まで移動させた。</p> <p>(5) 同時35分、同箇所で事故者を救助担架からストレッチャーに乗せ換え、事故者の頭部左側に [REDACTED] 副看守長が、事故者の頭部右側に [REDACTED] 看守が、事故者の腰部左側に第一統括が、事故者の腰部右側に [REDACTED] 主任看守が、事故者の足部付近に [REDACTED] 副看守長が、それぞれ位置して医務課診察室への移動を開始し、同時37分、医務課診察室に搬送した。</p> <p>(6) 同時38分、医務課長 [REDACTED] の診察が開始され、その指示により、[REDACTED] 副看守長が出血部位の左前頭部の圧迫止血を、看護師 [REDACTED] が点滴、輸液ルートの確保を、それぞれ行った。</p> <p>(7) 同時40分、119番通報により到着した救急隊員が、事故者に胸骨圧迫を開始し、AEDを装着したが、AEDでは脈拍は微弱であった。その後、口腔内の血腫除去のための吸引を行った。</p> <p>(8) 同時48分、事故者を乗せた救急車が当所を出発し、同時50分、[REDACTED] に到着した後、同病院において心肺蘇生等が行われたが、同日</p>
--	--

		午後2時11分、[REDACTED]により事故者の死亡が確認された。
	6 使　用　器　具	6 該当事項なし
	7 逮捕制圧等の状況	7 該当事項なし
	8 事故による犯罪	8 該当事項なし
	9 そ　の　他	9 特記事項なし
事 故 者	1 事故者の種別	1 自殺者
	2 身 分	2 未決拘禁者
	3 氏 名	3 [REDACTED]
	4 生 年 月 日	4 [REDACTED]
	5 罪名又は事件名	5 [REDACTED]
	6 刑 名 ・ 刑 期	6 該当事項なし
	7 刑の起算日又は入所日	7 該当事項なし
	8 刑 の 終 了 日	8 該当事項なし
	9 犯 数	9 [REDACTED]
	10 制限区分及び優遇区分	10 該当事項なし
	11 所内における行状	11 [REDACTED]
	12 本 籍	12 [REDACTED]
	13 住 所	13 [REDACTED]
	14 要注意者等の指定の有無	14 [REDACTED]
	15 そ の 他	15 該当事項なし
職 員 の 状 況	1 配置及び勤務状況	1 本件当時、[REDACTED]を行っていた。
	2 監 督 方 法	2 警備隊職員、監督者が適時、巡回を行っていた。
	3 職責処理の状況	3 該当事項なし
事 態 収 拾 の 措 置	1 職員の非常招集	1 該当事項なし
	2 非常配置個所数、時間及び人員	2 該当事項なし
	3 管区機動警備隊出勤の有無、出勤した場合にはその活動状況	3 該当事項なし
	4 警察官署への依頼	4 令和3年5月26日(水)午後4時6分、秋田県警察本部宛てに本人の死亡について報告した。

事故の原因・動機	1 事故者の動機	1 事故後、事故者の収容されていた居室内を検査したが、 [REDACTED]
	2 施設側の欠陥	2 [REDACTED] ことから、その動静に注意するよう指示していたところ、同情報が職員間で確実に共有されていたとは言い難い状況であった。
事故者に対する措置	1 懲罰 2 事件送致	1 該当事項なし 2 該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	1 改善した事項 自殺事故発生後、令和3年6月2日付け所長指示第45号「自殺等の保安事故防止の徹底について」、同月29日付け所長指示第53号「被収容者の面接について」、同月2日付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第45号「被収容者の連行等に係る各種対策について」及び同月9日付け首席矯正処遇官（処遇担当）事務連絡「警備隊勤務職員が監督者から動静等の引継ぎを受けることについて」を発出し、以下の4点について改善した。 (1) 心情把握、動静視察の徹底及び迅速な情報共有体制の構築 ア 運動入浴、面会立会、医務連行の職員は、勤務

	<p>等に就く際に、所管の統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官から留意すべき被収容者の動静等の情報について確実に引継ぎを受けるとともに必要な指示を受けることを徹底した。</p> <p>イ 就業日における警備隊勤務職員全員が所管の統括矯正処遇官から留意すべき被収容者の動静等の情報について確実に引継ぎを受けるとともに必要な指示を受ける体制に変更した。</p> <p>ウ 被収容者の処遇情報が勤務職員の間で共有できるよう、平日（矯正指導日を含む。）の勤務日誌及び昼夜間動静引継簿については、午前8時30分までの間、処遇部門待機室内において閲読できる体制に変更した。</p> <p>(2) 視線内戒護及び適正戒護位置の徹底</p> <p>医務課診察室への連行経路については、階段を使用しないように見直すとともに、対象の被収容者が要注意者、要視察者、その他処遇に留意をする者である場合は、職員の増員を指示するなど、連行職員の視線内戒護及び適正戒護位置を徹底するための対策を講じるよう改善した。</p> <p>(3) 本件自殺事故に係る再発防止研修の実施</p> <p>令和3年6月7日（月）から同月11日（金）までの間、全職員を対象とし、本件事案に係る報告書、視察表、写真撮影報告書等の関係資料を参考として本件事案の周知を図るとともに、グループミーティング形式で情報共有の重要性に関する研修を実施した。</p> <p>(4) 面接時の記録化の徹底</p> <p>被収容者が希死念慮等を有していることが認められた場合には、指定された職員が当該被収容者と面接を実施し、その内容について必ず面接簿を作成して所長までの決裁を受けることとした。</p>
2 改善すべき事項	2 該当事項なし

その他の参考事項	参考事項	該当事項なし
----------	------	--------